

○厚生労働省令第二十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十六号）の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十五条の三第二項、第五十条第四項（第七十四条の二第十項及び附則第四条第八項において準用する場合を含む。）、第八十五条並びに附則第四条第三項及び第四項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月六日

厚生労働大臣 舛添 要一

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項中「第八条の四第一項において単に」を「以下」に改める。

第八条の四中「子会社をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第八条の五の次に次の三条を加える。

(法第四十五条の二の特例に係る認定申請)

第八条の六 法第四十五条の二第一項の認定の申請は、厚生労働大臣の定める様式による申請書を管轄公共職業安定所（同項に規定する関係親事業主（以下「関係親事業主」という。）に係るものをいう。）の長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、厚生労働大臣の定める様式による書面を添付するものとする。

(法第四十五条の三の特例に係る認定申請)

第八条の七 法第四十五条の三第一項の認定の申請は、厚生労働大臣の定める様式による申請書を管轄公共職業安定所（同項に規定する特定組合等（以下「特定組合等」という。）に係るものをいう。）の長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、厚生労働大臣の定める様式による書面を添付するものとする。

(事業協同組合等)

第八条の八 法第四十五条の三第二項の厚生労働省令で定める事業協同組合その他の特別の法律により設立

された組合は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 二 水産加工業協同組合
- 三 商工組合
- 四 商店街振興組合

第十六条に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる事業主に対して調整金を支給する場合には、法第五十条第四項の規定により、当該各号に定める事業主に対して調整金の額を分割して支給することができる。ただし、その支給する事業主の数は、十以内とする。

- 一 親事業主 親事業主、子会社及び法第四十五条第一項に規定する関係会社
  - 二 関係親事業主 関係親事業主及び法第四十五条の二第一項に規定する関係子会社
  - 三 特定組合等 特定組合等及び法第四十五条の三第一項に規定する特定事業主
- 第三十五条に次の一項を加える。

4 第十六条第二項の各号に掲げる事業主について前項の規定の適用がある場合においては、第十六条第二項の規定を準用する。この場合において、「調整金を支給する」とあるのは「調整金の額と在宅就業障害者特例調整金の額とを合計した額（以下この項において「合計額」という。）を支給する」と、「調整金の額」とあるのは「合計額」と読み替えるものとする。

第四十六条第二項中「第四十四条」の下に「（第四十五条の二第五項において準用する場合を含む。）」「第四十五条」の下に「、第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第六項」を加える。

附則第三条の二に次の一項を加える。

4 第十六条第二項の各号に掲げる事業主について前項の規定の適用がある場合においては、第十六条第二項の規定を準用する。この場合において、「調整金を支給する」とあるのは「報奨金の額と在宅就業障害者特例報奨金の額とを合計した額（以下この項において「合計額」という。）を支給する」と、「調整金の額」とあるのは「合計額」と読み替えるものとする。

## 附 則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

